



今、改めて浴槽水の衛生管理について

「福岡の老舗旅館、湯の交換年2回、レジオネラ菌検出、基準値最大3700倍・・・」の新聞報道から

福岡県は、2023年3月8日、週1回以上必要な浴場の湯の取り換えを年2回しか行わず、調査で基準値の最大3700倍のレジオネラ菌が検出された福岡県筑紫野市の老舗D旅館が、虚偽の報告をしていたとして、『公衆浴場法』違反の疑いで、旅館の運営会社と当時の社長を同日、福岡県警に刑事告発したと発表した。

筑紫保健福祉環境事務所は昨年8月、体調不良との関連は不明だったものの訪問先の一つとしてD旅館を検査。大浴場で、県条例の細則で定める基準値の約2倍に相当する菌が検出された。この際、旅館側は湯の交換頻度や塩素注入は適正だと説明した。さらにこの後、10月の自主検査でも菌は基準値以下だったと県に届け出た。しかし、11月の県の再検査で基準値の最大3700倍の菌を検出した。

県や県警によると虚偽報告をしていた場合、『公衆浴場法』は2千円以下の罰金を科すと規定。『罰金等臨時措置法』等に基づく上積みで、実際には1万から2万円の罰金が科される場合がある。

(東京新聞 2023年2月24日付)、(日本経済新聞2023年3月9日付)



レジオネラ属菌

以上の報道は、昨年8月、当該旅館を含む複数の施設に立ち寄った来訪者が体調不良を訴えて医療機関を受診したことが、この度、刑事告発にまで至る発端となりました。

2020年9月11日には、岩手県内の温泉施設を利用した男性1人がレジオネラ肺炎に罹患して死亡、その時、同県が採水、検査したうち8検体が基準値を超え最大で6200倍程度であったと報告されています。このため2021年7月、弊社『食品衛生ニュース』では、

[2021年7月【通巻29号\(第3巻7号\)】](#) で「浴槽水の衛生管理について」の中で、レジオネラ属菌(*Legionella*)

の当該属菌の特徴や病勢、並びに浴槽水の衛生管理についてを取り上げました。

しかしその後、2022年3月に神戸市内、有馬温泉のホテル「K」を利用した男性1人が感染し死亡した事件が起きてしまいました。

今回、福岡県での事例は、発症後死亡にまで至らず済みましたが、施設管理が取る浴槽水の管理体制への不備が問題として取り上げられました。これを機に改めて浴槽水を管理されている皆様に再確認して頂きたい、『公衆浴場における水質基準等に関する指針』中の第4からその水質衛生管理についての基準を記載致します。



「浴槽水の衛生管理について」は、
ハイパーリンク又はQRコードから
閲覧できます。

第4 浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする。

ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、1のア及びイの基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。

- 1 水質基準:ア 濁度は5度以下であること。 イ 過マンガン酸カリウム消費量は25mg/L以下であること。
ウ 大腸菌群は1個/mL以下であること。 エ レジオネラ属菌は、検出されないこと(10cfu/100mL未満)。
- 2 検査方法:ア 濁度、過マンガン酸カリウム消費量及びレジオネラ属菌の検査方法については、第3に示してある検査方法(原湯、原水、上り用湯及び、上り用水の水質基準及びその検査方法)によること。
イ 大腸菌群の検査方法 「下水の水質の検定方法等に関する省令」別表第1(第6条)の大腸菌群数の検定方法によること。なお、試料は希釈せずに使用すること。
ウ ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は、1年に2回以上(ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上)水質検査を行い、その結果は検査の日から3年間保管すること。

📄📄📄 レジオネラ属菌や大腸菌群の細菌検査受検について、📄📄📄

📄📄📄 弊社でも承っております。詳しくは下記までお問合せ願います。📄📄📄



登録衛生検査所
株式会社 **中央微生物検査所**
環境サービス事業部

<http://www.chubi.co.jp/>
E-mail shoku@chubi.co.jp

本 社
〒536-0008 大阪市城東区関目5丁目22番23号
TEL.(06)6939-1044
FAX.06-6939-2350

東京営業所
〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目3番10号コスモタワービル10階
TEL.(03)5472-7551
FAX.03-5472-7552

